

試験日	2026 年 2 月 21 日 (土)
入試種別	大学院入学試験(4 月入学)修士課程 春期試験 社会人入試
学部・研究科	法学研究科
科目名	税法
解答例又は採点時の評価ポイント	
【問題 1】 租税法律主義と通達の法源性について述べなさい。 日本国憲法 8 4 条「あらたに租税を課し、又は現行の租税を変更するには、<u>法律又は法律の定める条件によることを必要とする。</u>」と規定されている。 ※旭川市国民健康保険条例事件及び同判決に引用された先行判例を参考とする。 ・租税は、公共サービスの資金を調達するために、国民の富を強制的に国家に移すものであるから、その賦課徴収は必ず<u>法律の根拠に基づかなければならない。</u> ・<u>法律の根拠に基づくことなしには、国家は租税を課することはできない。</u> ・通達とは、上級行政庁が法令の解釈や行政の運用方針などについて、下級行政庁に対してなす命令ないし指令である。通達は、<u>行政組織の内部では拘束力を持つが、国民に対して拘束力をもつ法規ではなく、裁判所もそれに拘束されない。</u> したがって、<u>通達は租税法の法源ではない。</u> ※全般的な表現、文章力を含めて総合的に評価する。 【問題 2】 事業所得と給与所得の特徴について、関連する裁判例を参考にして検討しなさい。 また、近年増加している多様な働き方による所得区分についても、言及しなさい。 ※「弁護士顧問料事件」「りんご生産組合事件」「麻酔科医事件」等を参考にする。 ・事業所得とは、「自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位とが客観的に認められる業務から生ずる所得」をいう。 事業所得＝総収入金額－必要経費 ・給与所得とは、「雇傭契約又はこれに類する原因に基づき使用者の指揮命令に服した労務の対価として使用者から受ける給付」とされ、「従属性」と「非独立性」が判断基準として重視されてきた。役員給与や国会議員の歳費には、異なる判断基準が必要である。 給与所得＝収入金額－給与所得控除額 ・多様な働き方の所得区分として、事業所得と給与所得、事業所得と雑所得との相違について言及する。 ※全般的な表現、文章力を含めて総合的に評価する。	